⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、近畿北部地域航空レーザ測量業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４(1)２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４(1)２）の認定を受けていない構成員が４(1)２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４(1)２）の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに４(1)２）の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
設計共同体の名称は、「近畿北部地域航空レーザ測量業務△△・××設計共同体」とする。

競争参加者の資格に関する公示

近畿中部地域航空レーザ測量業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和２年４月30日
近畿地方整備局長　井上　智夫
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
1　業務内容
⑴　業務名　近畿中部地域航空レーザ測量業務
⑵　業務内容　本業務は、近畿地方整備局管内における砂防事業推進のために、基礎データとなる詳細な地形状況把握等を行うための航空レーザ測量を大阪府及び兵庫県において実施するものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
・航空レーザ測量　約1050㎢
⑶　履行期間　契約締結の翌日から令和３年１月29日
2　申請の時期
令和２年４月30日から令和２年５月18日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。
受付時間は（受付期間中の各日とも）９時00分から16時00分までとする。
なお、令和２年５月18日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和２年４月30日から近畿地方整備局において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
なお、令和２年４月30日から令和２年５月18日まで（休日を除く。）においては、電子入札システムにおいても交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に近畿中部地域航空レーザ測量業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。
提出場所は次のとおりとする。
〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
２）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
３）近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
４）平成30年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
１）構成員の分担業務が、業務の内容により、近畿中部地域航空レーザ測量業務設計共同体協定書において明らかであること。
２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、近畿中部地域航空レーザ測量業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、近畿中部地域航空レーザ測量業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４(1)２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４(1)２）の認定を受けていない構成員が４(1)２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４(1)２）の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに４(1)２）の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
設計共同体の名称は、「近畿中部地域航空レーザ測量業務△△・××設計共同体」とする。

競争参加者の資格に関する公示

京都中部地域航空レーザ測量業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和２年４月30日
近畿地方整備局長　井上　智夫
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
1　業務内容
⑴　業務名　京都中部地域航空レーザ測量業務
⑵　業務内容　本業務は、近畿地方整備局管内における砂防事業推進のために、基礎データとなる詳細な地形状況把握等を行うための航空レーザ測量を京都府において実施するものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
・航空レーザ測量　約1600㎢
⑶　履行期間　契約締結の翌日から令和３年１月29日
2　申請の時期
令和２年４月30日から令和２年５月18日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。
受付時間は（受付期間中の各日とも）９時00分から16時00分までとする。
なお、令和２年５月18日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。